

9 年金・手当・共済制度（令和8年4月1日現在）

1. 特別児童扶養手当 共通

支給対象者	精神又は身体に法令で定める程度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護又は養育している父母又は養育者
支給制限	①手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき ②児童が施設に入所中のとき ③児童が法に定める公的年金を受給しているとき
手当額	対象児1人につき 1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円 ※1級、2級の程度は国民年金法別表の場合と同様です。
手当の支給	年3回（4月、8月、12月）、あらかじめ届け出た金融機関の口座に振り込まれます。
申請手続	認定請求書、戸籍謄(抄)本、住民票の写し、認定診断書(身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者は、認定診断書が省略できる場合があります。)を添えて、居住地の市町村役場に提出してください。

問 市役所又は町村役場

2. 児童扶養手当 共通

支給対象者	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ整形を同じくする父又は養育する者（祖父母等） ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が一定程度の障がいの状態（身体障害者手帳おおむね、1～2級程度、又は精神の障がい労働不能で常時監視や介護を要する程度）にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 等
支給制限	①1. 特別児童扶養手当の支給制限の①に該当する場合 ※ただし児童扶養手当の所得制限を適用します。 ②1. 特別児童扶養手当の支給制限の②に該当する場合 ③請求者（受給者）が公的年金を受給している（できる）場合 ④対象児童が父又は母の死亡により公的年金を支給される場合、又は父もしくは母に支給される公的年金の加算の対象となっている場合 ※平成26年12月より、公的年金の給付額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受け取ることができるようになりました。
手当額	①対象児童1人の場合 月額 全部支給 48,050円、一部支給 11,340円～48,040円 ②対象児童2人以上の場合（①に以下の額を加算【1人あたり】） 月額 全部支給 11,350円、一部支給 5,680円～11,340円
手当の支給	年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の隔月で、あらかじめ届け出た金融機関にて支払われます。
申請手続	特別児童扶養手当の場合と同じです。 ※障害基礎年金の加算については「3. 障害基礎年金」を参照

問 市役所又は町村役場

3. 障害基礎年金 共通

支給対象者	20歳以上で、国民年金法に定める程度の障がいをもつ、次のいずれかに該当する方 ①20歳になる前に、けがや病気で障がい者となった方（この場合、本人の所得により支給制限があります。） ②国民年金に加入中にけがや病気で障がい者となった方。 ただし、その障がいの初診日以前に、加入期間の3分の2以上の保険料を納めている（免除期間を含む）ことが必要です。（初診日が令和18年3月31日までならば、直近の1年間に滞納がなければよい。） ※ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は、受給できない場合があります。
障害認定時	初診日から1年6カ月を経過した日（その間に治った場合は治った時）に定められた障がいの状態であるか、または65歳に達するまでにその状態となったときに認定されます。

支給制限	他の公的年金との併給は原則としてされません。 ※平成18年4月より老齢厚生年金、遺族厚生年金とは併給可能となりました。	
年金額	1級 年1,059,125円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は年1,056,125円）	
	2級 年 847,300円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は年 844,900円）	
	子の加算	2人まで 一人につき 年 243,800円 3人目以降 一人につき 年 81,300円
年金の支給	毎年各偶数月毎の年6回に分け、あらかじめ届け出た金融機関、郵便局などで支払われます。	
申請手続	裁定請求書、年金手帳、戸籍謄（抄）本、住民票、診断書（必要な場合レントゲンも）病歴申立書を添えて居住地の市町村役場に提出してください。ただし、国民年金第3号被保険者の期間中に初診日がある人は、年金事務所に提出してください。	

問 日本年金機構年金事務所・市役所又は町村役場

4. 特別障害給付金 共通

支給対象者	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があること。
障害認定時	現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいにかかっている方。ただし、65歳以上に達する日の前日までに当該障害状態にかかっていた方に限られます。
支給制限	①老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている方は、その受給額分を差し引いた差額を支給 ②ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額または半額、制限される場合があります。 ※経過福祉手当を受給されている方は当該手当の受給資格は喪失します。
支給金額	障害基礎年金1級に該当する方：月額 58,650円（2級の1.25倍） 障害基礎年金2級に該当する方：月額 46,920円
給付金の支払	給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。 支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月） あらかじめ届け出た金融機関、郵便局などで支払われます。
申請手続	特別障害者給付金請求書、年金手帳または基礎年金番号通知書、診断書（必要な場合は受診状況等証明書も）、病歴等申立書と下記のを添えて、居住地の市町村役場に提出してください。 ・被用者の配偶者であった方がその他に必要なもの 戸籍の謄本、被用者の年金手帳または基礎年金番号通知書 ・任意加入対象であった学生がその他に必要なもの 住民票または戸籍抄本、在学証明書 ・任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他に必要なもの 戸籍謄本、年金加入期間確認通知書（初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合）

問 市役所又は町村役場・日本年金機構年金事務所

5. 特別障害者手当 共通

支給対象者	精神又は身体に法令で定める程度の著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の障がい者の方
支給制限	①1. 特別児童扶養手当の支給制限の①に該当する場合 ※ただし特別障害者手当の所得制限を適用します。 ②施設に入所中の方 ③医療機関に継続して3カ月を超えて入院している方
手当額	月額 29,590円
手当の支給	年4回（2月、5月、8月、11月）、あらかじめ届け出た金融機関の口座に振り込まれます。
申請手続	認定請求書、所得状況届、戸籍謄（抄）本、住民票の写し、認定診断書を添えて、居住地の市役所又は町村役場に提出してください。

問 市役所又は町村役場

6. 障害児福祉手当 共通

支給対象者	精神又は身体に法令で定める程度の重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する20歳未満の障がい児の方
支給制限	①1. 特別児童扶養手当の支給制限の①に該当する場合 ※ただし障害児福祉手当の所得制限を適用します。 ②施設に入所中の児童 ③政令に定める公的年金を受給している場合
手 当 額	月額 16,100円
手当の支給	特別障害者手当の場合と同じです。
申請手続	特別障害者手当の場合と同じです。

問 市役所又は町村役場

7. ニュー福祉定期貯金について 共通

上記1～3、5、6（※）の手当・年金を受給されている方は、ゆうちょ銀行又は郵便局でニュー福祉定期貯金を利用することができます。（※このほか、ゆうちょ銀行が定める障がいをお持ちの方・遺族の方等が受給されている年金等も対象になります。）

- ・一人300万円まで
- ・提示書類1～3は各証書、5、6は福祉担当課が交付する証明書

問 ゆうちょ銀行各店又は各郵便局

8. 心身障害者扶養共済制度 共通

加入資格	知的障がい者、身体障がい者手帳1～3級に該当する障がいのある者及び精神又は身体にこれらと同程度の永続的障がいのある者で、かつ将来独立自活することが困難と認められた者の保護者であって、次の要件を満たしている方です。 イ. 岐阜県内に住所があること ロ. 65歳未満であること(加入時の年度(4月1日から翌年3月31日)の4月1日時点において) ハ. 特別の病気や障がいがなく、生命保険契約の対象となることができる健康状態であること		
掛金及び 口数追加掛金	加入時(口数追加時)の年齢	(掛金・口数追加掛金)月額	備 考
	35才未満	9,300円	掛金(口数追加掛金)の月額は、加入決定日が属する年度の4月1日の満年齢で固定されます。
	35才以上40才未満	11,400円	
	40才以上45才未満	14,300円	
	45才以上50才未満	17,300円	
	50才以上55才未満	18,800円	
	55才以上60才未満	20,700円	
	60才以上65才未満	23,300円	
	・年齢は、4月1日における満年齢で計算します。 ・生活保護受給世帯等、生計の状態により、掛金の減免をすることができます。 ・障がい者1人につき2口まで加入できます。		
年 金 額	加入者が死亡又は重度障がい者となったときは請求により毎月1口につき20,000円が支給されます。		
手 続 方 法	加入(口数追加)の場合は、申込書、加入者と障がい者の住民票の写し(省略できる場合があります。)、加入申込者告知書、障がい者の障害証明書等を、また年金請求等の場合は、請求書、加入者の除票(削除された住民票)、死亡診断書、障がい者の住民票等を県障害福祉課に提出してください。		
備 考	平成20年4月1日から制度の改正により新たに加入者となる方の掛金額が変更となりました。 ※平成20年3月31日以前に加入されている方については別の掛金体系となっています。		

問 県障害福祉課 TEL 058-272-8309